

令和 8 年度第 1 回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

1 日時 令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

2 場所 愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

3 参加者 委員 16 名

説明のため出席した者（社会活動推進課等）13 名

4 審議概要

【司会】

ただいまから令和 8 年度第 1 回愛知県青少年保護育成審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は委員 20 名中 16 名にご出席いただいておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第 14 条第 2 項に基づく定足数を満たしていることをご報告いたします。

また本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領 3（1）に基づき、公開とされていますが、議事（5）の有害がん具類の指定については非公開となります。

なお、本日 3 名の方から傍聴の申し込みがなされております。

それでは初めに永井会長からごあいさつをいただきたいと思います。

永井会長よろしくお願いいたします。

（永井会長挨拶）

続きまして、愛知県民文化局局長の金山からご挨拶を申し上げます。

（金山県民文化局長挨拶）

【司会】

続きまして、条例施行規則第 10 条第 2 項の規定により、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

では会長よろしくお願いいたします。

【会長】

改めまして、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど事務局から報告のありました傍聴の申し込みをした３人の傍聴を許可しますのでご了承願います。

傍聴の方はお配りした傍聴人の心得を遵守されますようお願いいたします。

早速ですが、最初に、本審議会運営要領３の（２）の規定により、本審議会では会議録を作成し、会長が指名する者２名が署名することとされております。

今回は、佐野眞澄委員と松岡徳雄委員にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いします。

（佐野委員、松岡委員了承）

【会長】

それでは、議事を進めて参ります。

議事（１）の、部会委員の指名に入らせていただきます。

規則第１５条第２項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、２つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは次へ進めさせていただきます。

次に議事（２）少年非行等の情勢について説明をお願いいたします。

（県警本部少年課説明）

【会長】

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問などある方はお願いします。

【委員】

２点あります。

１点目は、先ほどの特殊詐欺の加担行為の話で、今は先輩や知人からの勧誘が増えているとのことでしたが、先輩、知人はどのような関係で、どのような

手口で勧誘してくるのか分かれば教えていただきたいというのが1点目。

それから、先ほど学校などの集合教育でカバーできない少年というような話がありましたが、非行または触法行為により検挙もしくは補導に至った少年の学校への登校率や高等学校を退学したとか、非行少年たちの実際に学校に通えていない状態が比率等で分かるようでしたら教えていただきたいというのが2点目です。

【県警本部少年課】

まず、特殊詐欺の関係性といいますと、例えば中学を卒業した先輩から中学生が闇バイトやらないかって誘われるケースもあります。

先輩からの圧力ではないですが、やはり断れないというところで、闇バイトに手を染めてしまうという状況が考えられます。

【委員】

誘ってくる先輩は、その学校等に所属している状況なんですか。

それとも、所属していない状況なんですか。

【県警本部少年課】

個別案件になりますので回答しかねます。

【委員】

わかりました。

【県警本部少年課】

あと集合教育につきましても、県警で統計等をとっておりませんので不登校率というのは県警からはお答えできません。

【委員】

先ほど集合教育に関わっていない子供たちへの対応が急務だという話がありましたが、その背景というか、警察でそのように把握されている何か根拠はあるのでしょうか。

【県警本部少年課】

先日、警察庁の方で発表がありまして、その中でSNSの募集は確か3割ぐらいのところ、それよりも知人を介した方が、高い割合を示していました。

【委員】

ありがとうございます。

先ほどの不登校状態の子供とか、そういうようなケースっていうのはどういう状況ですか。

警察庁とか全体からの何か資料みたいなものがあるんですか。

【県警本部少年課】

それも警察庁の資料で、特殊詐欺や闇バイトに加担した数の中で、無職有職少年が多かったっていうところであります。

【委員】

愛知だけの話ではなく全国的な傾向というふうに見て差し支えないですか。

【県警本部少年課】

そうですね。

全国の統計です。

【委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【会長】

他に、何かございますか。

(意見なし)

それでは事務局は、ただいまの委員からのご意見ご質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは次の議題へ進めさせていただきます。

議事(3)と(4)は、いずれも条例の運用状況の報告や、条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方からご意見、ご質問などをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは事務局から順次説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

それでは事務局から説明が一通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問などある方はお願いします。

【委員】

初めて聞く言葉がございまして、リフレとは何でしょうか。

【事務局】

個室において、高校の制服や下着姿の女子従業員等がマッサージや添い寝等のサービスを提供する業態をリフレと規定しております。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他にいかがですか。

（意見なし）

それではご意見ご質問ないようですので、次へ進めさせていただきます。

次に議事（５）で、有害がん具類の指定についてとなっておりますが、愛知県青少年保護育成審議会運営要領に基づき、この有害がん具類の審査については非公開となります。

恐れ入りますが、傍聴者及び記者の方は、有害がん具類の審査を行っている間は、傍聴できませんのでご退席いただきますようお願いいたします。

〈非公開〉

【会長】

事務局から傍聴人がいらっしゃるという報告を受けました。
傍聴人、記者の方は座席にお座りください。

（傍聴人、記者入室中）

それでは、議事（６）その他に移ります。

それでは、せっかくの機会でございますので、委員の皆様方、本日の議事に
関わらず、何かありましたら、お願いします。

ご質問等はございますでしょうか。

【委員】

先ほどの非行のところで質問しそびれてしまったのでこの場を借りてお聞き
したいんですが、先ほどの生成A I 悪用した性的ディープフェイク事案の話が
少し話題に出ていたかと思うんですけども、県内で現在、この性的ディープ
フェイク事案がどの程度発生しているのか、調査データがあったらお示しいた
だけると非常にありがたいです。

【県警本部少年課】

性的ディープフェイクというのは、どれをもって性的ディープフェイクか、
生成A I を使ったのかというのは、なかなか特定は難しく、統計等はありません
が、あくまでも、少年被疑者による児童ポルノの拡散とか児童ポルノに係る
事犯というのは、10 年前と比べると格段に増えております。

御質問の回答になるかわかりませんが、御理解願います。

【委員】

何らかのそういった性的ディープフェイクに関わるような案件が実際に県内
でも発生しているという認識でいてよろしいですか。

【県警本部少年課】

はい。

【委員】

啓発等もしていかなければならないような状態にあるという認識で、我々が
認識しておいたほうがよいと。

【県警本部少年課】

はい。

事件等でやっている、やっていないは別として、そういった相談はありま
す。

【委員】

相談事案があるということですね。

承知しました。ありがとうございます、大変参考になりました。

【会長】

他によろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、これ以上ご意見もご質問もないようですので、事務局はただいまの委員からのご意見、ご質問は、今後の参考にしていただければと思います。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様方には、議事の運営にご協力いただき、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

議事が終わりますので、司会を事務局にお返しいたします。

【事務局】

では事務局から事務連絡させていただきます。

本日は大変お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和8年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

以上